特集:いわゆるシックハウス問題に関する公衆衛生学的対応

品川区における化学物質による健康被害に対する事業の展開と課題

國 弘 明 子

Scope and challenge in Shinagawa-Ward, health center for the health effects caused by chemical indoor air pollutants

Akiko KUNIHIRO

1. 品川区のアレルギー等居住環境調査相談事業

品川区は平成11年度より、「アレルギー等居住環境調査相談事業」を実施している。当初はアレルギー対策を中心に実施してきた。平成13年度からは、化学物質による健康被害についても相談体制を整備し、区民や関係機関に対する普及や情報提供も業務となった。ここでは、化学物質による健康被害対策に視点を当てて事業を紹介する。

(1) 区民への予防的居住環境の整備のための相談窓口機 能

区民には従来から実施している各健康教育において、保健所および保健センター(以下 保健所等とする)が化学物質による健康被害の相談窓口になったことを伝えている。平成12年度に保健所等の環境衛生担当が参加実施した健康教育の回数は135回であった。毎年概ね同様である。

4ヵ月児乳児健康診査等の母子事業の集団指導は、従来は、カビやダニなどのアレルゲンを増えにくくするために、住まいの換気性能を整えることや住まい方などを伝えていた。これに、アレルギー性疾患等の増悪因子となる化学物資に不用心に被曝しないために、日常生活や建材に注意することを加えた。胎児や乳幼児が化学物質に被曝しすぎることが、多動や行動が攻撃的衝動的になることの一因になっているという指摘や、内分泌攪乱物質の被曝等の回避も意識下にある。アレルギー性疾患の予防を入口とした、若いファミリー層に対する予防的な居住環境づくりのための情報提供と相談受付の場といえる。

アレルギー健診(公害健康相談および診査)の個別指導では、4才未満の乳幼児のうち、喘息症状はないがアレルギーに対してハイリスクであると思われる子どもを対象として、保健婦、医師、栄養士、環境衛生監視員が順に個別指導を行っている。環境衛生監視員は、住まいの換気性能やアレゲン量の軽減方法、周囲環境、化学物質の被曝状況を聞き取り、改善のための話し合いをする。喘息看護教室は、「大気汚染に係わる健康障害者に対する医療費助成に関する

条例」に基づく認定者の保護者に対して、同様の内容で集 団指導をしている。

アレルギー性疾患の予防のための家庭訪問調査は、住まいの換気性能やアレルゲン量等の測定調査と不必要な化学物質の発生源の確認をして、改善方法の指導をする.

また、単発ではあるが食品衛生担当の消費者懇談会や、保健サービス課のC型肝炎患者の自主グループの勉強会に参加して、殺虫剤など身の周りの化学物質や住宅改修等について情報提供した。化学物質は自律神経系に影響して持病を悪化させたり、化学物質過敏症にまでいたると服用している薬にも過敏になり、持病の治療ができなくなることがあるといわれている。中高年になると生活習慣病やその他の持病を持つことが多いので、良い情報提供の場を得た

(2) 区内の建築関係技術者との情報交換と講習会の実施

生活衛生街頭相談ステーションと銘打った出張相談では、 品川区住環境改善協議会が実施する「住宅まつり」や商店 会や町会も加わった「荏原町リビングフェア」にも毎年参加 している。これは、品川区内の給排水管施工を除く建築関 係技術者でつくる組合が主催しているものである。ここで は、区民や地元建築関係技術者から住まいの換気性能や鼠 族昆虫、飲用水等の相談を受け、合わせて化学物質による 健康被害の対策のための建材使いについても情報を提供して いる。技術者から教えを請える良い機会でもある。

また、平成13年度は保健所等が主催し、区内の建築関係技術者を対象に、化学物質による健康被害の回避のための建材の選択と工法の配慮方法について講習会を実施することが予算化されており、実施に向けて調整をしている。

(3) 行政内の協力

平成10年に区立小学校に対して、旧営繕課(施設課)と 学校、請負業者、保護者と保健所が協力して化学物質に配 慮した改修工事をした。全ての子どもにとって大切な配慮で あることを共通の認識としたうえで、工期や予算、建材選 択、施工方法等、様々な制約があるなかで可能な方法を模 索するという貴重な経験をした。

平成12年には旧厚生省が「シックハウス(室内空気汚染)

國弘 明子 143

問題に関する検討会中間報告」を発表したり、旧建設省による「住宅の品質確保の促進に関する法律」の施行に伴う「住宅性能表示制度」の創設等に合わせて、保健所等と旧営繕課で勉強会を開催した. 勉強会は旧営繕課が建築技術系職員と児童課、教育委員会にも声がけをして、保健所等は化学物質による被害や建材から発生する化学物質について説明し、意見交換をした.

その後は、旧営繕課や学校から、改修工事や植栽の手入れなどについて事前に相談を受け、話し合う機会も増えた.

2. 化学物質による健康被害が発生した場合の対応

化学物質の被曝量を削減のために居住環境の改善をするには、家族や建築関係者、医師、民事に関わる相談機関、測定機関等、多くの関係者の協力が必要である。保健所等は各機関に相談を振り分けることが役割ではなく、居住者が各関係者から出された見解や情報から居住環境の改善メニューを作り、健康の回復にまでたどり着くことを見守ることを求められている。そのために保健所等は、関係者が化学物質による健康被害や情報に対して、認識が共有化できるように働きかけることが必要である。実際の相談には、フロー図のように進めている。必ずしも、全ての相談事例がこのようにできるわけではないが、その考え方を述べる。

転居や住まいの改修工事など化学物質の被曝後に体調が 悪化した場合は、早急に医師に受診することを勧める.特 に持病がある場合は、その悪化を防ぐために必ず化学物質の 被曝を伝えるよう促す.これにより、主治医から保健所に連 絡が入り、その後の協力が得られることもある.

居住環境の改善は短期間では終わらないこともあるので、近隣の縁者宅等に仮転居先があるか否かの確認もおこなう.

揮発性有機化合物の測定は、化学物質の除去改善メニューを考える際に、優先順位をつけやすく効率的であると考える. しかし、測定に費用をさかれて、改善が思うようにできなくのは本末転倒である. したがって、使われた建材の種類が少ない場合や、生活行為によって持ち込んだ化学物質を除去する場合は測定は勧めない.

化学物質の被曝量を減らすには、先ずは、衣類防虫剤等の生活行為で持ち込んでいる化学物質を洗い出して除去する. 喫煙の中止や食事の注意も行い、仕事や趣味等で使用している化学物質も洗い出す.

これと同時に、開示された情報からMSDS(製品安全データシート)を取り寄せる.揮発性有機化合物の測定結果がある場合は、MSDSとの照らし合わせをする.ここから、揮発性有機化合物の発生量が多いもの、感作性の強いもの、内分泌攪乱物質や発癌性物質等を洗い出し、リスクの高い建材について、居住者に情報を返えす.この際に、施工方

法、施工温度、オープンタイム等の施工条件と、建材の選択が適切であったか否かも確認する。修復工事についても、同様に行う。必要に応じて代替材料を探し、施工上の注意情報も伝える。MSDSの取り寄せからここまでは、保健所が積極的に協力をする。測定結果は揮発性有機化合物名と測定値が記載されているだけなので、これを建材や工法に翻訳しなければ除去改善メニューはできないからである。これを保健所等が協力することが伝わると、多くの建築関係者は自分が建てた住宅の仕様について、居住者に情報の開示をする。

保健所は必要に応じて、住宅の換気性能の調査を行い報告する.居住者と施工者は、これらの情報と工法、予算を勘案しながら改善メニューをつくる.改善工事が大規模な場合は、現場で行き違いが生じないように、注意指示事項を記載した仕様書を作成することを勧める.

除去改善に至るまでには多くの打ち合わせや情報の解析,交渉が伴う.健康被害が生じている当人が矢面に立つと,身体的につらいだけでなく,集中力が続かずにかえって混乱を招くことがあるので,家族の協力を促す.

居住者には、改善メニューの内容や経過については、常に 主治医や民事の相談機関に報告するように伝えている.この 改善経過に合わせて、治療や入退院の時期を配慮してくれ た主治医もいる.

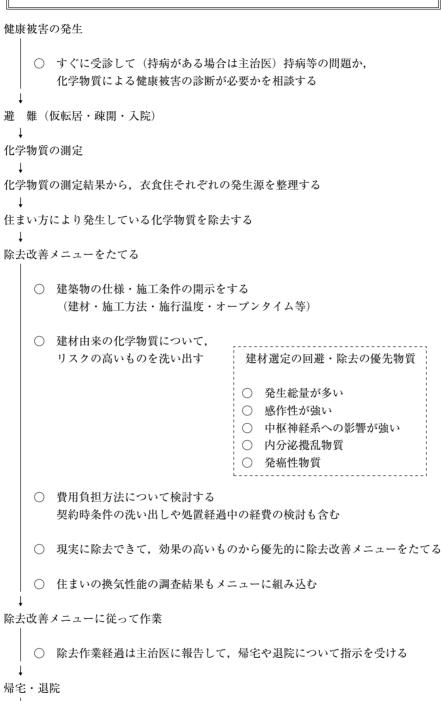
保健所がこのような関わり方をしていくことで、単に民事 的な争いに終始し、結果として居住環境の改善が遅れて様 態が悪化するという状態を回避できれば幸いと考えている.

3. 予防のための地域づくり

それぞれの相談事例については、施設課や教育委員会、 学校、消費生活相談、建築関係者、医療機関、ケアマネー ジャー等の福祉スタッフ等、多くの関係者から協力を得られ るので、非常にありがたく思っている。

平成13年に「日本住宅性能表示基準・評価方法基準」の変更があり、また平成14年に建材と換気について、建築基準法の改正が検討されているとのことで、区内の建築関係者は緊張感を強めているということである。保健所は建材の選択や工法の配慮方法の普及や、相談機能の充実をすることが求められている。また、仕様書の作成や工事監理をするコーディネーターの育成も必要と考える。

化学物質による健康被害は、社会的に生み出された環境 疾患である。建材だけでなく、日常生活や大気環境などの 広い配慮が必要である。多くの関係者の支援を得て、地域 や行政内が予防と解決力を増す仕組みづくりをしていくこと が大切である。 住まいから発生する化学物質による健康被害が発生した場合の改善にいたるフロー



治療・経過観察

終了